旭川市報道依頼

各報道機関　様

KJ00674652
2026年6月30日

発信課	福祉安心部　障害福祉課
担当者	障害福祉課長　水上明子
連絡先	電　話　25-6476
	ＦＡＸ
	E-mail　syougaifukusi@city.asahikawa.lg.jp

分　　類	イベント･行事［ ］ 募集［ ］ 契約･入札［ ］ 会議･説明会［ ］ その他［○］
日　　程	令和8年6月30日
発表項目 （行事名）	特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給もれについて
概　　要 （趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。）	北海道保健福祉部の監査で、特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給について是正指導があり、不支給があったことが判明しました。概要、不支給の原因、判明後の対応、再発防止策については別紙をご参照ください。
添付資料	有 ☑　無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備　　考	

令和８年６月３０日
福祉安心部障害福祉課

特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給もれについて

１　判明経過及び内容

令和８年２月６日に受検した北海道保健福祉部の監査で、「特別障害者手当」及び「障害児福祉手当」の支給停止後の支給再開（再認定）のタイミングの誤りについて是正指導があった。

指導があった両手当は、期限までに診断書の提出がない場合は支給停止するもので、その後診断書の提出があれば、提出した月から支給再開とするところを、提出の翌月からとしていた。

是正指導に伴い、保存文書（保存期間５年）で確認可能な令和３年度まで遡り調査したところ、合計１０人に対し、それぞれ１か月分の不支給があった。

	Ｒ７	Ｒ６	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ３
特別障害者手当	２人	－	１人	－	１人
	@29,590 円	－	@27,980 円	－	@27,350 円
障害児福祉手当	１人	２人	１人	１人	１人
	@16,100 円	@15,690 円	@15,220 円	@14,850 円	@14,880 円

２　不支給となった原因

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当の支給に当たっては、申請又は診断書提出の翌月から支給開始することが原則とされているが、指導があったケースの場合のみ、取扱いが違うことが認識されないまま業務を行っていたことが誤りの原因である。

これは、事務処理において参考としている「特別障害者手当等支給事務の手引き（厚生省監修)」の説明表現の解釈を誤っていたことによるもの。

３　不支給への対応

法令により遡及が可能な２年間の時効の範囲である令和６年度及び令和７年度の５人に対し、不支給について説明とお詫びをするとともに追加支給の手続きを進めている。

また、保存文書で不支給が確認できた令和３年度から令和５年度までの５人については、既に時効経過により支給できないことについてのお詫びを行い、理解を得ている。

４　再発防止策

今後、支給時において複数人での確認を徹底するとともに、他都市の監査結果の情報なども参考にしながら本市の事務処理や法令解釈に誤りがないか随時確認し、適正な事務処理に努める。